

・ 自治基本条例制定までの経緯

- 平成 22 年 7 月 ・ 庁議にて基本方針決定
8 月 ・ 自治基本条例市民会議委員の公募
10 月 ・ 栃木市自治基本条例市民会議を設置 委員 70 名
〔 公募 24 名、旧西方町民 4 名、団体推薦 29 名 〕
〔 市議会 5 名、学識経験者 1 名、市職員 7 名 〕
平成 23 年 11 月まで 22 回の検討会議を開催し、10 月に 8 回の市民説明会を実施し、条例素案を作成した。
- 平成 23 年 11 月 ・ 自治基本条例市民会議より市長へ栃木市自治基本条例素案を提言
12 月 ・ 栃木市自治基本条例庁内検討委員会を設置 委員 27 名
〔 総務部長 1 名、幹事課長 16 名、関係各課長等 10 名 〕
3 回の検討委員会を開催し、条例素案を基に検討を実施し、市としての栃木市自治基本条例(案)を取りまとめた。
- 平成 24 年 1 月 ・ 第 23 回自治基本条例市民会議にて自治基本条例(案)の説明
・ 庁議にて自治基本条例(案)決定
・ パブリックコメントの実施
3 月 ・ パブリックコメントや市議会からの意見等を踏まえ、庁内検討委員会にて栃木市自治基本条例(最終案)の調整
・ 第 24 回自治基本条例市民会議にて自治基本条例(最終案)並びに、パブリックコメント及び市議会からの意見に対する応答の説明
4 月 ・ 庁議にて栃木市自治基本条例(最終案)決定
6 月 ・ 6 月定例議会にて栃木市自治基本条例案を可決
・ 栃木市自治基本条例を公布



市民会議の風景



市民説明会の風景